

## 受益者負担のあり方について

財政健全化推進計画では、取り組み項目に「受益者負担の適正化」を掲げ、受益と負担の公平性の観点から、改めて各種使用料、手数料等の見直しを行うこととしています。

見直しにあたっては、市民の理解が得られるよう、受益者負担算定の基準を明確にし、客観性や透明性を確保する必要があります。今後、以下の考え方をもとに、指針の策定を進めていきます。

### 1 対象とする受益者負担

対象は、条例の規定により市が直接徴収しているかどうかに関わらず、市の事業に伴って徴収している下表の受益者負担とします。

対象	内容
①使用料	公の施設の利用などにあたり徴収する料金
②手数料	役務の提供（各種証明書発行など）にあたり徴収する料金
③実費徴収金	イベントの参加などにあたり徴収する料金

ただし、以下に該当するものについては、対象外とし、個別に検討を行います。

- ・国や県の所管する法令等により受益と負担のあり方が決まっており、別に審議会等を設置して検討するもの
- ・法定の金額を徴収しているもの
- ・「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定められた手数料
- ・行政財産使用料、道路占用料

### 2 受益者負担の算定にあたっての基本的な考え方

- ・基本的に、サービス原価とこれに対する受益者の負担割合をもとに算定します。
- ・受益者負担を求める前提として、サービスに係る収支の改善に努めます。
- ・各受益者負担について、算定の根拠となるサービス原価を明確にします。
- ・サービスを性質別に分類し、その分類ごとに適正な受益者の負担割合を設定します。
- ・近隣自治体等との均衡を図ります。
- ・市民の急激な負担増を避けるため、激変緩和措置を講じます。

### 3 サービスの性質別受益者負担割合の考え方

市が提供するサービスには、不特定多数の市民が利用するもの、特定の限られた市民が利用するもの、民間では提供されにくいもの、民間でも類似のサービスが提供されているものなど、多岐にわたっており、公平性・公正性の観点から、サービスの性質の違いも考慮して、受益者負担割合を決定する必要があります。

そのため、各サービスを「必需的か選択的か」（選択性）、「非市場的吗か市場的吗か」（市場性）という2つの基準をもとに分類し、公費と受益者の負担割合を設定します。

